

4. 自然環境保全及び都市環境形成の方針

◆自然環境保全及び都市環境形成の基本目標

- わが国そして滋賀県を代表する貴重な自然環境の継承をめざします
- 自然環境との調和に配慮した快適な生活環境の創出をめざします
- 多様な人々が憩い、楽しめる公園・緑地の配置をめざします

(1) 自然環境保全の方針

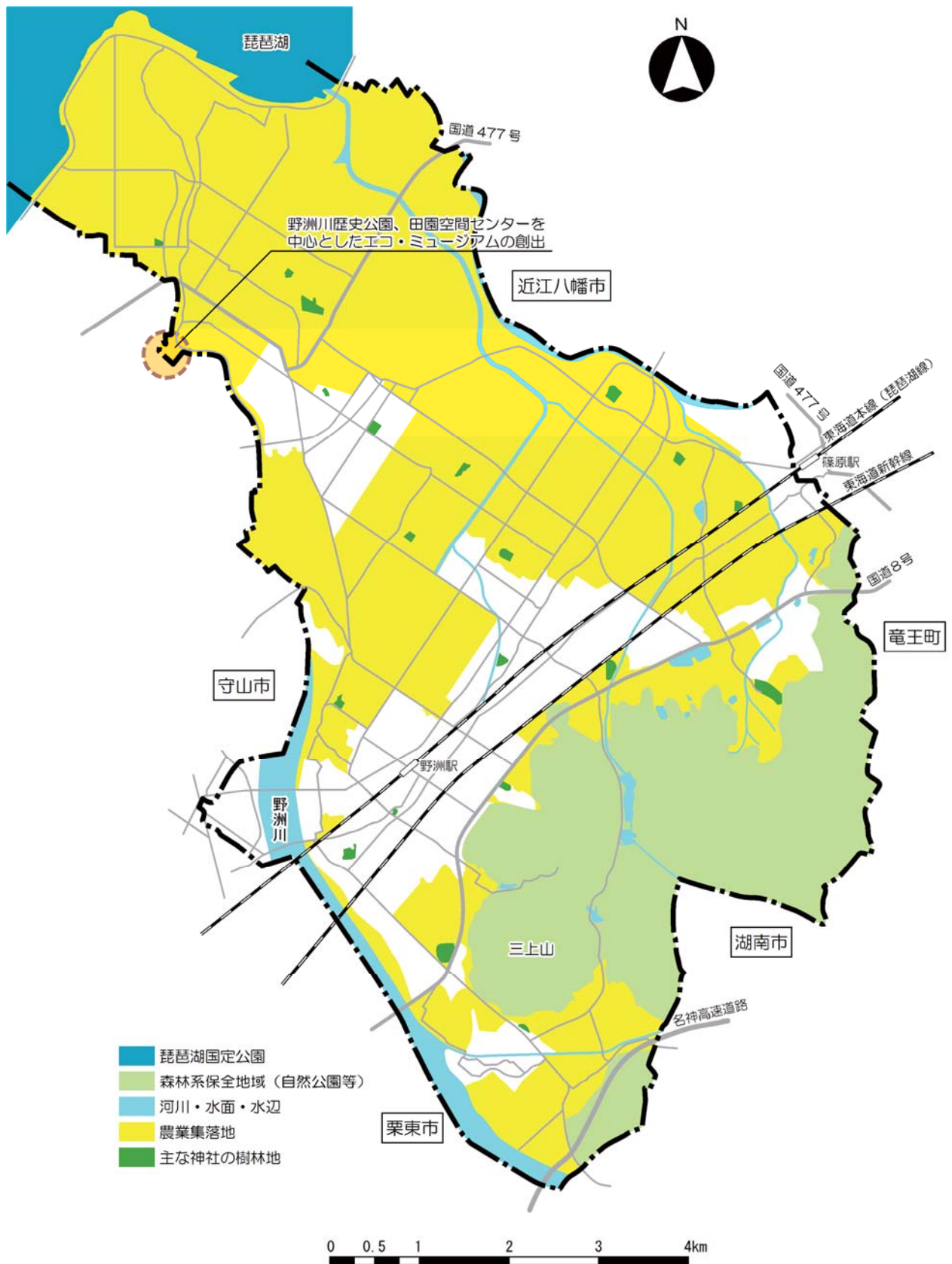
- 野洲市民が伝統的・歴史的に受け継いできた貴重な自然環境資源を次世代に引き継ぎ、都市部と農村部の市民が共に享受できるよう、適切な開発等の指導・誘導により、自然環境の保全に努めます。また、市民との協働により、郊外部に広がる田園や貴重な自然環境、歴史・文化的遺産等の地域資源を展示物に見立て、市域全体を屋根のない博物館としたエコ・ミュージアムの考えに基づく地域づくりと都市住民との交流促進を図ります。
- 琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖一帯と、県立自然公園の指定を受けている三上山、滋賀県希望が丘文化公園等の丘陵地については、野洲市のみならず、滋賀県、更にはわが国を代表する貴重な自然資源として保全・育成に努めるとともに、自然とふれあえるレクリエーション機能の充実など、環境に配慮した有効利用に努めます。
- 古くからランドマーク、憩いの場等として地域に親しまれている寺院・神社の境内地や比較的まとまりがある民有地の樹林地等については、歴史・文化的資源の保護・保存と併せて、地域住民の協力による適切な維持・管理により周辺環境と調和した樹木・樹林の保全に努めます。
- 三上山から野洲川、田園、琵琶湖までの水と緑豊かな雄大な自然環境資源を生かした体験型の環境学習の機会拡大に努め、市民の環境保全意識の醸成を図ります。この環境学習等については、学校教育や生涯学習、市民活動等と協力、連携しつつ、市民が水と緑に親しみ、楽しみながら学べる場と機会を創出します。



【御上神社境内地】

※野洲市観光物産協会

【自然環境保全方針図】



※ 図は概ねの範囲を示しています。

(2) 都市環境形成方針

- 市民が良好な環境のもとに快適な生活を営めるよう、道路、公園、河川等において地域が主体となった美化活動等を促進し、人と人、地域と地域、都市と農村との交流・連携による都市環境の形成を図ります。
- 公園や河川敷、空地や山林等におけるごみの不法投棄については、監視体制の強化と、市民・事業者等への意識の啓発を図り、美観の維持と環境汚染の防止に努めます。
- 工場や住宅地等の緑化促進や街路樹等による美しい並木の創出等都市緑化を推進し、市街地における緑地空間の創出に努めます。
- 河川やため池において、生態系に配慮した多自然型護岸、親水性や景観に配慮した護岸の整備など、自然環境との調和を図り、緑豊かなうるおいある水辺環境の保全と創造を図ります。
- 河川改修にあたっては、動植物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、自然にふれ、親しむことのできる河川空間の整備・保全にも努めます。特に平成12年、家棟川河口部においてビオトープの整備が行われ、自然観察会やワークショップ等の各種環境学習に活用されています。この取り組みをモデルとしつつ、琵琶湖周辺地域固有の生態系の保護・再生に努めます。
- 市域中心部（JR野洲駅周辺）においては、都市化の進展等に伴う浸水被害を未然に防止する必要があるため、雨水幹線の整備や河川改修を検討します。
- 公共下水道及び農業集落排水施設については、既存施設の維持管理と計画的な修繕を図るとともに、課題である農業集落排水の公共下水道への接続については、関係機関と十分調整を図り、計画的に推進します。
- 本市は特に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されているため、市民の生活環境と琵琶湖の水質の向上が図れるよう、各家庭の水洗化及び排水施設整備等を積極的に行うとともに、河川の改修時においては多自然工法による生態系の配慮や自然の浄化機能等を活用した自浄能力の向上に努めます。
- 老朽化した野洲クリーンセンターについて、ごみの適正処理や資源化の推進に加え、エネルギー回収の推進を図り、循環型社会の形成を図る基幹的な施設となる（仮称）新・野洲クリーンセンターの整備を進めます。
- さくら墓園については、公園・緑地に準ずる散策・休息の場として広場等を含めた適切な維持・管理を図ります。また、野洲川斎苑については、守山市との連携のもと、周辺緑化や中庭等を含めた適切な維持・管理を図ります。

(3) 公園・緑地の配置方針

- 既成市街地や郊外部の集落地においては、地域住民が気軽に集まり、利用できる広場等の整備・充実に努めます。
- 新たに整備する住宅地を中心に、地域の配置バランスを考慮しつつ、日常的に利用する公園の整備を図り、地域住民に身近な公園として、憩いやレクリエーション、災害時の避難地等としての整備を図ります。特に市街地内においては、高齢者や障がい者、幼児・児童等が使いやすく、世代を超えた交流の場となる公園の整備や散策等を楽しむための緑地の整備を図ります。
- 富波経田総合運動公園については、総合体育館や温水プールと一体となったスポーツ・レクリエーション機能の中心となる公園として、整備を図ります。
- 隣接する守山市に位置する野洲川歴史公園については、野洲川改修の歴史の継承とスポーツの核施設として、そして体験学習の場として、滋賀県・守山市等と連携しつつ、適切な維持・管理を図ります。
- 野洲川緑地や野洲川廃川敷の吉川緑地、家棟川緑地等については、自然環境の保全と再生に向けた適切な維持・管理等を図るとともに、状況に応じて河川改修と併せた整備を促進します。このうち、野洲川緑地内において野球場やテニスコート、陸上競技場、多目的運動場が整備された野洲川河川公園については、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる整備・充実に努めます。
- 琵琶湖湖岸緑地の保全に努めるとともに、雄大な自然環境と身近にふれあえるレクリエーション施設として、ピワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場の適切な維持・管理を誘導します。



【琵琶湖湖岸緑地の松林】

- 森林部においては、滋賀県希望が丘文化公園や県立近江富士花緑公園といった、三上山、希望が丘等の自然環境とふれあい、スポーツ・レクリエーション施設等を伴う公園・緑地の保全を図ります。また、隣接する辻ダム周辺においては、自然環境と調和した野洲公園の整備を図ります。

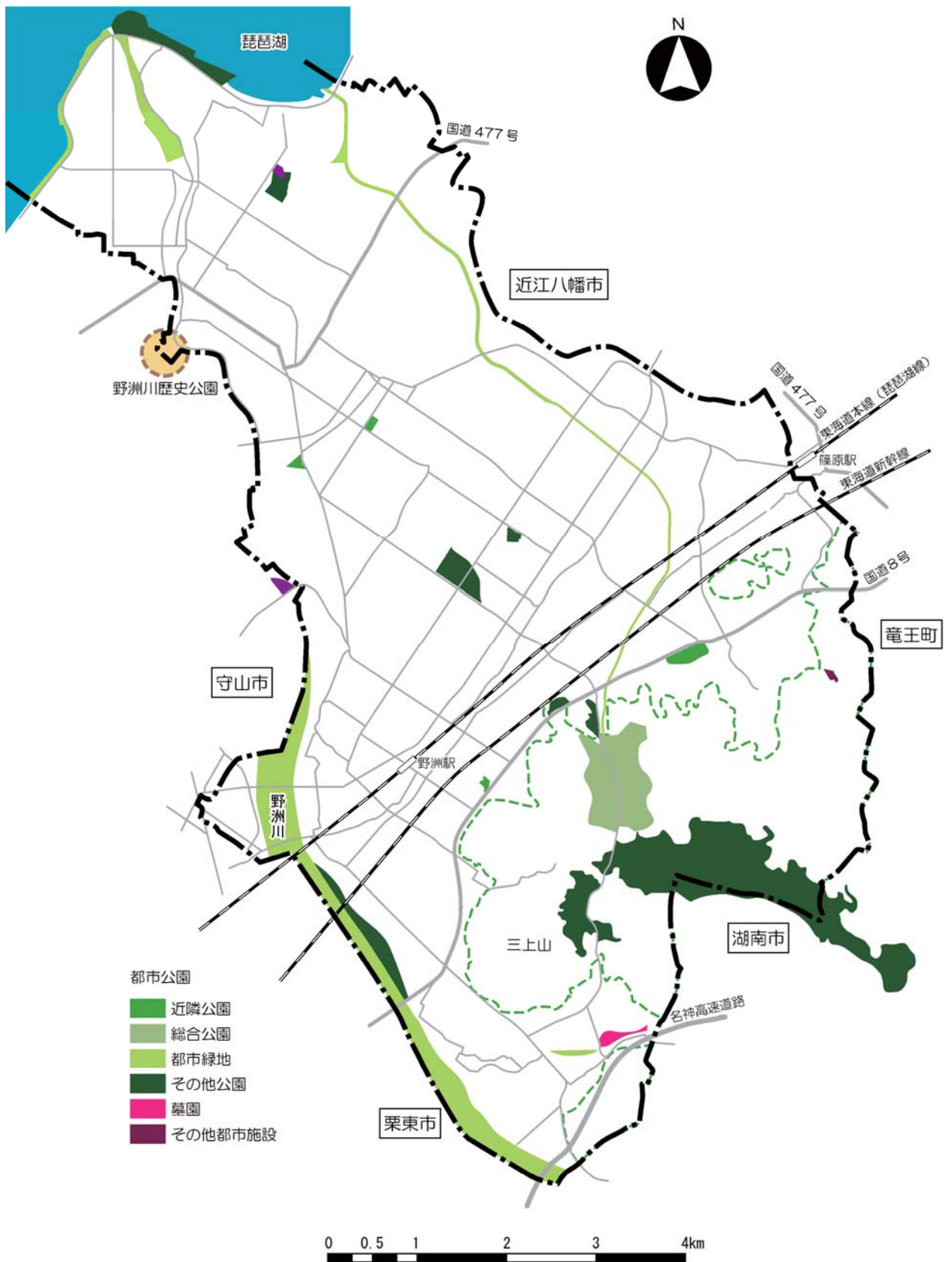


【滋賀県希望が丘文化公園】

※野洲市観光物産協会

- 弥生の森歴史公園や桜生史跡公園については、貴重な歴史資源を生かした特徴ある公園として、適切な維持・管理を図るとともに、後世に本市の歴史・文化を継承する教材として活用を図ります。
- 近世初期の御茶屋御殿（将軍上洛時の宿）であった永原御殿跡については、本市の歴史を象徴する貴重な歴史資源として、史跡指定と併せた公園・緑地化を図ります。
- 国宝をはじめとする指定文化財等の地域の歴史的遺産については、市民が地域の歴史を再認識する生涯学習・学校教育教材として活用を図るとともに、本市の魅力を生み出す観光資源として、地域住民等の協力のもと適切な維持・管理と関連施設の整備・充実を図ります。

【都市環境形成・公園配置方針図】



※ 図は概ねの範囲を示しています。

5. 景観形成の方針

◆景観形成の基本目標

- 自然、田園、歴史・文化が調和した野洲らしい景観の保全をめざします
- 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出をめざします
- 市民が親しめるうるおいある景観の再生をめざします

(1) 山並みの景観

- 野洲市域南部に連なる、三上山、妙光寺山、鏡山等の山地、丘陵地は、湖南平野や琵琶湖岸から眺望される美しい山並みを形成しているため、今後も、適切な維持・管理により森林・樹林地等の保全を図るとともに、建築・開発行為に対しては、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」の基準による適正な指導・誘導に努めます。
- 三上山は、わが国を代表する琵琶湖周辺の景観資源として、市域のみならず、滋賀県下の景観に重要な役割を担うことから、今後も風致地区や自然公園、保安林等の法規制と連携しつつ、森林・樹林地の保全に努めます。
- 三上山周辺においては、必要に応じて、周辺からの眺望に影響する建物の高さや色調、意匠、緑化等の誘導について長期的に検討していきます。



【三上山の秀麗（野洲八景より）】

※野洲市観光物産協会

(2) 湖辺・水辺の景観

①琵琶湖沿岸

- 市域北部の琵琶湖岸と湖面は、「野洲市景観計画」に基づく琵琶湖景観形成地区及び琵琶湖景観形成特別地区に指定しています。琵琶湖沿岸の景観は、白砂青松の砂浜や、ここから対岸にある比良山系の山々等への眺望に配慮しつつ、周辺部を含めた建築・開発行為等に対して適切な指導・誘導に努め、琵琶湖沿岸一帯の景観資源の保全に努めます。

②河川・ため池等

- 野洲川、日野川等に代表される河川については、水面、護岸、河川敷、堤防、河畔林等が一体となった水辺の景観の保全に努めるとともに、護岸改修等にあたっては、自然に配慮した整備に努めます。
- 家棟川、童子川、新川等については、緑地の整備と併せて特徴ある景観形成に努めます。
- 主に南部の山麓部に点在するため池については、ため池としての機能と安全性に留意しつつ保全に努め、樹林、田園等と一体となった景観の形成を創出します。
- 清水の流れる水路などを取り戻すことにより、うるおいのある景観を再生します。



【野洲川の清流（野洲八景より）】

※野洲市観光物産協会

（3）田園・里山の景観

- 「近江米」の産地として古くから“豊積の里”と呼ばれてきた北部に広がる水田については、集落や神社仏閣、対岸の比良山系などと調和した野洲らしい景観の保全・創出に努めます。
- 市域南部には、田園集落と一体となった里山の景観があり、森林・樹林地の適切な維持・管理等により、里山の景観の保全に努めます。

（4）歴史のある景観

- 旧中山道や旧朝鮮人街道の沿道には、旧街道の名残のある比較的古い家屋が点在しているため、無電柱化の促進や修景舗装の整備など、地域住民の協力のもと、歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した景観形成に努めます。
- 市域に存在する大岩山古墳群等史跡や御上神社、大笹原神社、兵主神社、錦織寺等の社寺、近世初期の城郭であった永原御殿跡といった歴史的資源については、これらを生かしつつ周囲の樹林地の保全や緑地の整備等と一体となった本市の歴史を象徴する景観形成に努めます。

（5）市街地中心部のまちの景観

- 市街地中心部については、うるおいとゆとりある都市空間の創出のため、道路緑化や工場外周部の緑化等を推進します。

- JR野洲駅南口周辺については、重点地区「野洲駅南地区」と位置づけ、玄関口にふさわしい活力とうるおいとゆとりのある良好な景観誘導を図ります。
- 既成市街地・集落地については、各地域の住民生活に基づく歴史的・文化的風土を生かし、都市部と農村部が相互に調和した景観の形成を図るとともに、美しい道路景観の創出を図ります。

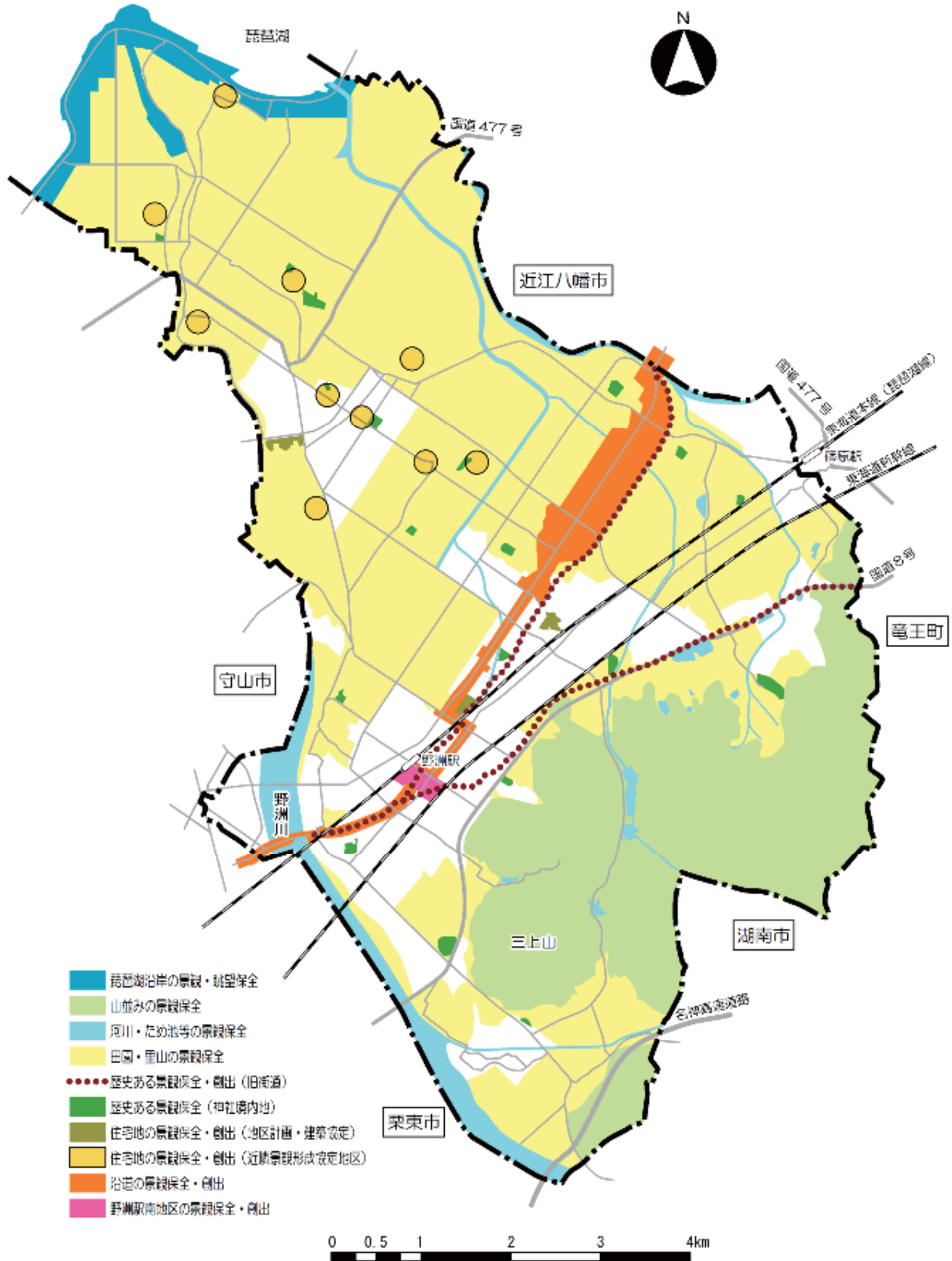
(6) 住宅地の景観

- 計画的に整備された住宅地等については、ホープタウン錦の里地区等の地区計画制度や久野部東地区、阪急野洲富波住宅地において結ばれている建築協定を、さらに、農業集落地については「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく近隣景観形成協定などをモデルとしつつ、建築物の形態、意匠、色彩、緑化等のルールを定め、地域住民の協力により緑豊かでゆとりある住宅地の景観の創出を図ります。また、一定の集団で新たに整備する住宅地については、可能な限り無電柱化（電線類地中化）を誘導します。

(7) 沿道の景観

- 市域中央を横断する主要地方道大津能登川長浜線等は、滋賀県を代表する景観の要素として「野洲市景観計画」の沿道景観形成地区に指定しているため、周辺の市街地や田園景観等との調和に配慮した建築物等の形態、色彩、緑化等の誘導を図ります。
- 地域の景観と調和した美しい道路景観、沿道景観を形成するため、標識、電柱、照明、防護柵等の道路附帯施設の設置にあたっては、周囲の景観に配慮した色彩、形状を検討し、幹線道路を中心に適宜整備・充実を図っていきます。
- 美しい道路沿道景観形成とバリアフリー化等の安全・快適な歩行空間の拡大に向けて、市街地中心部の幹線道路をはじめ、良好な景観を創出している住宅地や歴史的まち並みが存在する地区等において無電柱化（電線類地中化）を促進します。
- 美しい良好な景観を保全するため、野洲市屋外広告物条例の制定に向け、検討します。

【景観形成の方針図】



※ 図は概ねの範囲を示しています。

6. 都市防災の方針

◆都市防災の基本目標

- 不燃化・耐震化された、災害に強い市街地の形成をめざします
- 継続的な治山・治水への取り組みによる安全な都市づくりをめざします
- 市民一人ひとりが、防災に対する意識を持った都市づくりをめざします

(1) 市街地の不燃化・耐震化

- 災害に強い都市づくりをめざして、建築物の不燃化、公共施設をはじめとする構造物やライフライン等の耐震性、免震性の強化を促進します。
- 老朽化が進んでいる公共施設や、木造の公営住宅については、建て替え、改築等により不燃化、耐震化を図っていきます。
- 老朽化している施設や不特定多数の人々が利用する施設、緊急輸送路等の沿道の高層建築物等については、計画的な耐震化の推進を図るとともに、建築物に対する指導等の強化に努めます。
- 災害の発生、拡大の防止を目的として道路、公園等の適正配置に努めます。
- 中高層の建築物が立地するJR野洲駅周辺においては、緩衝帯となる緑地等の確保を誘導するとともに、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。
- 特に老朽住宅の多い地区については、家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、耐震診断、改修への支援や、市街地整備事業、道路、公園の整備等により地域の環境改善や防災性の向上を図ります。

(2) 災害のおそれのある区域

- 水防法に基づき指定・公表している浸水想定区域（琵琶湖・野洲川・日野川）については、洪水予報の伝達方法や避難場所の確保等を図るため、野洲市洪水ハザードマップ等により対象地域の市民への周知徹底を進めます。また、状況に応じて、建築物等の安全性に対する適切な指導・誘導を行います。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、特定の開発行為の許可、建築物の構造規制、移転等の勧告など、安全な都市づくりに向けた適切な指導・誘導を行います。

- 平成 17 年 4 月に野洲市全域が「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定され、また琵琶湖西岸断層帯等の被害予測も出されていることから、これを踏まえた市民への啓発と防災意識の高揚、避難地・避難場所の確保などの整備に努めます。特に野洲市地震ハザードマップにより、想定される揺れやすさの分布や避難所・避難路等の情報の周知徹底を進めます。
- 本市の河川は流下能力が不足する狭小な箇所も存在することから、一部の地域では依然として浸水等の被害の発生が見られるため、河川改修、雨水幹線の整備や開発地における調整池の設置などの治水対策を推進することにより、水害の発生を防止・軽減します。

(3) 防災拠点等の整備・充実

- 災害時に様々な防災活動の中心となりうる施設等を防災拠点として位置づけ、拠点を結ぶ道路や情報通信網によりネットワーク化を図ります。
- 防災拠点は、情報通信拠点、医療救護拠点、輸送拠点、食料供給拠点、消防団活動拠点、ボランティア拠点等の機能を配置します。
- 野洲市役所本館については、災害対策本部としてあらゆる災害・被災情報を統括する機能を担うことから、施設や設備の安全性と機能の充実に努めます。
- 滋賀県が広域陸上輸送拠点として位置づける滋賀県希望が丘文化公園については、今後、放送施設や緊急時ヘリポート等の整備による機能の充実に要請します。

(4) 避難路等の整備・充実

- 広域的な防災体制及び地域の防災体制を確立するため、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づく緊急輸送道路については、構造的な耐震性の強化等を要請します。
- 災害に強い道路空間として、避難路や延焼防止空間、防火水槽収容空間、ライフライン収容空間となる都市計画道路の早期整備を図ります。

7. バリアフリー整備等の方針

◆バリアフリーの基本目標

- どこでも、誰でも、自由に、使いやすい都市づくりをめざします
- 日常多くの人々が利用する施設を結ぶ歩道のバリアフリー化をめざします
- 不特定多数の人々が利用する生活関連施設のバリアフリー化をめざします

(1) 鉄道駅周辺

- JR野洲駅では、エレベーターが設置され、駅改札口から各プラットフォームまでに移動の円滑化がされた整備が実施されていますが、誘導・案内装置等についてはバリアフリー上の課題を有しているため、目標とする時期に応じて整備を推進します。また、駅南北の自由通路についてもエレベーターが設置され、地上部から改札口までに移動円滑化が成されていますが、南口駅前広場については、段差、点字ブロック、案内誘導施設等の課題を有するため、都市計画道路野洲停車場線の整備等に併せて早期に改良を図ります。
- JR篠原駅については、駅舎の橋上化と駅前広場の整備に併せたバリアフリー整備を要請します。

(2) 道路等

- 鉄道駅周辺の公共施設間を結ぶ、高齢者や障がい者等を含めた不特定多数の方々が日常生活においてよく利用される主要な経路（生活関連経路）の歩道等について、段差の解消や誘導ブロックの設置等のバリアフリー整備を進め、歩行者ネットワークを形成する都市づくりをめざします。
- 生活関連経路上の交差点については、障がいのある方及び近隣住民などの意見を反映した整備を推進し、特に交差点部の段差や誘導ブロック等の整備について、公安委員会と道路管理者が協力し、一体的な整備を推進します。

(3) その他公益的施設の整備

- 公共施設については新たな施設の整備にあたり、また既存施設については改修時にあたり、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」（平成17年4月改正施行）に基づき、整備を図ります。
- 平成10年、県条例に基づく住みよい福祉のまちづくり賞を受賞している「コミュニティセンターきたの」等優れた施設をモデルとしつつ整備を図ります。